

件名	愛媛県副知事定数条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方自治法第161条第2項
<p>【改正の理由】 副知事の定数を2人とするため、副知事定数条例を改正しようとするものである。</p> <p>【条例】 愛媛県副知事定数条例</p> <p>副知事の定数は、<u>1人</u>とする。</p> <p>副知事の定数は、<u>2人</u>とする。</p> <p>附則 この条例は、24年4月1日から施行する。</p>	
施行日	平成24年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>根拠法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）抜粋</p> <p>〔副知事及び副市町村長の設置〕</p> <p><u>第百六十一条</u> 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。</p> <p><u>副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。</u></p> </div> <p>過去例 副知事定数条例上、定数を2人としていた期間（平成11年7月4日～平成17年3月31日）</p>	